

\*\*\*\*\*

平成 2 0 年 第 2 回 臨 時 会

# 上 富 良 野 町 議 会 会 議 録

\*\*\*\*\*

平成 2 0 年 5 月 2 3 日

上 富 良 野 町 議 会

# 目 次

第1号（5月23日）

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| ○議 事 日 程 .....              | 1 |
| ○出 席 議 員 .....              | 1 |
| ○欠 席 議 員 .....              | 1 |
| ○遅 参 議 員 .....              | 1 |
| ○早 退 議 員 .....              | 1 |
| ○地方自治法第121条による説明員の職氏名 ..... | 1 |
| ○議会事務局出席職員 .....            | 1 |
| ○開 会 宣 告・開 議 宣 告 .....      | 2 |
| ○議会運営等諸般の報告 .....           | 2 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....   | 2 |
| ○日程第 2 会期決定の件 .....         | 2 |
| ○日程第 3 議案第1号 .....          | 2 |
| ○日程第 4 議案第2号 .....          | 3 |
| ○閉 会 宣 告 .....              | 7 |



平成 2 0 年 第 2 回 臨時 会

上 富 良 野 町 議 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

平成 2 0 年 5 月 2 3 日 ( 金 曜 日 )

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 会期決定の件 5月23日 1日間  
第 3 議案第1号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）  
第 4 議案第2号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 

○出席議員（13名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 向山富夫君 | 3番  | 岩田浩志君  |
| 4番  | 谷忠君   | 5番  | 米沢義英君  |
| 6番  | 今村辰義君 | 7番  | 金子益三君  |
| 8番  | 岩崎治男君 | 9番  | 中村有秀君  |
| 10番 | 和田昭彦君 | 11番 | 渡部洋己君  |
| 12番 | 佐川典子君 | 13番 | 長谷川徳行君 |
| 14番 | 西村昭教君 |     |        |
- 

○欠席議員（1名） 2番 村上和子君

---

○退参議員（0名）

---

○早退議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |              |        |         |       |
|--------------|--------|---------|-------|
| 町長           | 尾岸孝雄君  | 会計管理者   | 新井久己君 |
| 総務課長         | 北川雅一君  | 町民生活課長  | 田中利幸君 |
| 町民生活課総合窓口班主幹 | 高橋司津子君 | 町民生活課主査 | 及川光一君 |
- 

○議会事務局出席職員

- |    |        |    |      |
|----|--------|----|------|
| 局長 | 中田繁利君  | 主査 | 深山悟君 |
| 主任 | 廣瀬美佐子君 |    |      |

午後 1時00分 開会  
(出席議員 13名)

### 開会宣告・開議宣告

**議長(西村昭教君)** 御出席まことに御苦労に存じます。ただ今の出席議員は13名であります。これより平成20年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

### 議会運営等諸般の報告

**議長(西村昭教君)** 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。  
事務局長。

**事務局長(中田義利君)** 御報告申し上げます。

今臨時会は、5月20日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。

今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号ないし議案第2号の2件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上です。

**議長(西村昭教君)** 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

**議長(西村昭教君)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 渡部洋己君

12番 佐川典子君

を指名いたします。

### 日程第2 会期決定の件

**議長(西村昭教君)** 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

### 日程第3 議案第1号

**議長(西村昭教君)** 日程第3 議案第1号平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

**町民生活課長(田中利幸君)** ただいま上程されました、議案第1号平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

平成19年度老人保健特別会計決算におきまして、当該年度中の支払基金交付金及び国庫支出金、道支出金の歳入が年度を越えて平成20年度の収入となることから、平成19年度決算におきまして、3,046万3,000円の歳入不足を生じる見込みであることから、その不足額について地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成20年度老人保健特別会計より繰上充用するものであります。

以下、議案を朗読しながら説明といたします。

議案第1号。平成20年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号)。

平成20年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,291万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,623万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 頁をお開きいただきたいと存じます。

第1表。歳入歳出予算補正。款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1 款支払基金交付金補正額393万1,000円。

2 款国庫支出金補正額2,656万7,000円。

3 款道支出金補正額241万9,000円。

歳入補正額合計は3,291万7,000円でありませぬ。

次に、2、歳出であります。

3 款諸支出金245万4,000円。

4 款前年度繰上充用金3,046万3,000円。

歳出補正合計といたしまして3,291万7,000円となります。

以上、議決項目について御説明申し上げました。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長(西村昭教君)** これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**議長(西村昭教君)** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

**議長(西村昭教君)** これより議案第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号

**議長(西村昭教君)** 日程第4 議案第2号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。  
町民生活課長。

**町民生活課長(田中利率君)** ただいま、上程されました、議案第2号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成20年度の税制改正法案が平成20年4月30日施行されましたことによりまして、後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額を新たに追加し、医療基礎課税限度額を現行56万円を47万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円とするともに、各税率等の算定基準額を定めるものであります。

また、75歳以上に達して後期高齢者医療制度へ移行することにより、国保に残された者が単身世帯となることにより、前年度に比べて負担が多くなる世帯、いわゆる特定世帯においては、国民健康保険税の世帯割を5年間に限り半額とする減額措置を定めるとともに、75歳以上の被用者保険本人が後期高齢者医療制度に移行し、74歳未満の被扶養者が国保に加入することによって、新たに国民健康保険税を負担することとなる対象者について、2年間に限り軽減措置を定めるものであります。

また、生活困窮及び災害等により損害を受けた場合の

減免規定を定めるため、これら必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

以下につきまして、今回は大量の改正条文となりますことから、議案の朗読を省略させていただきます、その主な改正点のみ、内容の説明をいたしますので、御了承願いたいと思います。

議案第2号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例(昭和31年上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者支援金等課税額を追加し、医療基礎課税限度額を現行56万円を47万円に改めるものであります。

また、後期高齢者支援金等課税額は、所得割、資産割、均等割、平等割額の合算とし、課税限度額を12万円とするものであります。

第3条及び第4条、第5条は、医療分基礎課税額の所得割率を現行100分の8を100分の5.2に、資産割率を現行100分の60を100分の37に、均等割額を現行2万6,000円を2万2,000円に改正するものであります。

第5条の2は、世帯別均等割額を現行3万2,500円を2万円に、また、特定世帯の均等割額を5年間に限り1万円とすることの条文を追加するものであります。

第24条は、国民健康保険税の減免規定に関する条文の追加といたしまして、1、困窮により生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準ずると認められる者。2、震災・風水害・火災等の災害により著しく損害を受けた者。次のページをお開き願います。3、健康保険法及び船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による共済制度の加入者で、65歳以上の被扶養者であった者について、2年間に限り減免措置を講ずる旨を規定したものであります。

また、同条第2項及び第3項は、減免を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して納期限前7日までに町長に申請すること。さらに、減免を受けた者はその事由が消滅した場合には、直ちに町長に申告しなければならないことを規定しています。

次に、第21条第1項は、負担の厳しい低所得世帯に対する負担軽減の規定でありまして、国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加し、税率等の算定基準額の見直しをすることに伴いまして、第21条第1項第1号は、7割軽減の減額の額について定めるも

のでありまして、均等割額を現行1万8,200円を1万5,400円に、平等割額を現行2万2,750円を1万4,000円に改め、新たに、特定世帯の平等割額を7,000円に、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を4,900円に、平等割額を4,480円に、特定世帯の平等割額を2,240円と減額の額を定めるものであります。次のページをごらんください。

第21条第1項第2号につきましては、5割軽減の減額の額について、均等割額を現行1万3,000円を1万1,000円に、平等割額を現行1万6,250円を1万円に改め、新たに特定世帯の平等割額を5,000円に、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を3,500円に、平等割額を3,200円に、特定世帯の平等割額を1,600円と減額の額を定めるものであります。

第21条第1項第3号につきましては、2割軽減の減額の額について、均等割額を現行5,200円を4,400円に、平等割額を現行6,500円を4,000円に改め、新たに特定世帯の平等割額を2,000円に、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1,400円に、平等割額を1,280円に、特定世帯の平等割額を640円と減額の額を定めるものであります。

第21条第3項は、2割軽減の申請をする旨の規定でありましたが、これまで2割軽減を受けるためには申請書の提出が必要でしたが、平成20年度からは7割、5割軽減と同様に申請書の提出を不要とするため、同項を削除するものであります。

次に、第20条から次のページ中段の第6条中の各条の読み替えの改正につきましては、条文の追加及び削除等によります条文の整理であります。

第6条及び第7条、第7条の2、第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を前年度所得に係る基礎控除後の所得額に対して100分の1.8に、資産割額を100分の12.4に、被保険者均等割額を一人について7,000円に、世帯別均等割額を特定世帯以外の世帯については6,400円に、特定世帯については3,200円とすることを規定しています。

附則第2項は、条文の文言の整理及び条文追加、削除によります条の読み替えの改正であります。

附則第3項から第6項までは、平成18年度の公的年金控除の見直しや老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税についても負担が急増する高齢者の方に配慮し、国の制度に基づきまして2年間に限り国保税の所得割の基礎となる所得額の算定及び軽減の特例の緩和措置を実施していたところありますが、期間の満了に伴いまして制度廃止となりますことから、同項を削除するものであります。

附則第7項から次のページの附則第16項は、条文の文言の整理及び条文追加、削除によります条の読み替えの改正であります。

附則1の施行期日は、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する規定であります。2の適用区分は、改正後の条例の規定は平成20年度以降の年度分に適用し、平成19年度までの国民健康保険税は従前の例による事の規定であります。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長(西村昭教君)** これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

5番 米沢義英君。

**5番(米沢義英君)** 何点が質問させていただきます。減免規定の申請の部分のところではありますが、公務員共済等にかかわって、2項目ですか、第24条の第2項のところ納期7日までに減免する者は、申請しなければならぬというふうになっておられますが、一方で国民健康保険税については、これを削除するというかたちになっているというふうに思いますが、この違いというのはどういうふうに受け取ったらいのかということ。自らその制度がわからなければ、申請することもできないというふうに思うのですが、私もこの点よく理解できないものですから、その周知をどのようにされようとしているのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、この制度が今後進められるという状況の中で、後期高齢者の支援制度、いわゆる支援金というかたちの中で国保加入者が、また、一般の共済等の方も負担しなければならぬというかたちになりますが、これは当然、高齢者が増えるにしたがいまして、その費用負担が上がれば上がるほど、この支援金の負担も増えるという中身になっているのではないかと思います。この点、国のほうでは、今後、10%、15%、25%というかたちで2年ごとに見直して、改定をして負担をしてもらうということが、はっきりうたわれているというふうに思いますが、上富良野町の場合この負担金の推移は、どのように推測されているのか、この点。さらにお伺いしたいのは、国はこういう後期高齢者制度をつくることによって、各保険者の負担は軽減されるのではないかなというふうなかたちのうたい文句であります。しかし、今述べましたように医療給付や医療の質がどんどん上がってくるというふうなかたちになれば、その負担内容も変わって、おのずとその負担の対象も引きあがるということを考えた場合に、決して国がいうような軽減されるというふうな内容にならないというふうに思いますが、この点、どうなのかということをお伺



いたします。

次に、課税の仕方の問題なのですが、世帯合算というかたちの中で減免を受けようとした場合に、納入はあくまで個人なんだけれども、個人で減免措置が受けられると思ったらそうではなくて、あくまでも世帯合算というかたちで、子どもに扶養されている場合は、その子どもさんが課税されている場合は、当然、その減免の措置が受けられないというような問題がここにあるのかなというふうに思いますが。変な制度だというふうに思いますが、そこはどのようにするのか明確にしていきたいというふうに思います。

あともう一つ、高額医療費の負担のかたちで、後期高齢者の場合は誕生日を基準として、高額負担の部分が算定されるというふうに思いますが、介護保険の場合は誕生日の一日前だったかと思うのですが。一般病院の場合はその月を単位の一つとして、高額負担の場合、算定されると思います。そうなった場合に誕生日に本人が高額、後期高齢者が入院していた場合、二重の負担を払わなければならないという問題があるというふうに思いますが、この点、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

いろいろ、まだ、ありますが、いずれにしてもこの制度の矛盾というのはできております、国がいうように単なる直して済むものではなくて、あくまでも廃止しなければ、こういう問題が解決できないという性質のものでありますので、そういうものも含めて、今、質問した点、答弁をお願いします。

**議長（西村昭教君）** 町民生活課長、答弁。

**町民生活課長（田中利幸君）** 5番、米沢議員の4点の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の減免の申請書の関係でございますが、7割、5割、2割の申請につきましては、いままで2割申請におきましては、申請書の提出が必要でございましたが、これで7割、5割、2割につきましては申請をせずに減免を受けれることになってございます。もちろん、町のほうで、その対象者を把握をしてございますので、全て、制度を知らなかったからということの不公平感はないと思っております。

また、納期限前7日までに申請をする事案といたしましては、先ほど言いましたように、突然のリストラですとか、生計中心者の疾病ですとか、収入が途絶えてしまう。あるいは、風水害等の災害を受けてしまった時、そういうものに限りまして、その事案が生じた後に納期限前7日までに提出をいただく。したがって、基本的には納期を過ぎてしまったものについては、減免を受けることができないというふうに御理解をいただきたい

と思います。

次に2点目の、いわゆる後期高齢者制度が、医療制度がスタートした後、今回の条例の改正をお願いしてございます各健康保険者の支援金の推移、予測の関係でございますが、議員も御承知のように75歳以上の高齢者の方々にとりましては、医療に依存する率が相当に多い状況にあります。したがって、高齢化がどんどん進んでまいりますと、この後期高齢者医療制度の医療の給付額が当然にして延びるだろうと予測しております。したがって、この支援金、各健康組合の支援金についても、それに伴う増嵩が予想されるところであります。議員おっしゃるように、2年を限度にそれぞれ見直しを規定されてございますので、ルールどおりの支援金等の計算に基づいて、上がるものは当然にして、国保の場合ですとその負担割合を支出していくことになろうと思います。この制度自体がどうなのかという点でいいますと、今、国でもいろいろな議論をされておりますので、今後、それらの制度がどのように変わっていくのかということも注目をしているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の課税にかかわる御質問でありましたが、実は議員おっしゃるとおり、世帯が合算をされた所得でみる、今までもそのルールでございましたので、例えば3世代がいてお孫さんがパートをした。あるいは勤められた方が課税になっている。その世帯合算でみるわけでございますので、当然そこは減免措置等が受けられない場合が、いままでも生じてございます。この後期高齢者制度移行後も考え方としては同じ考え方になります。それを、世帯分離をするのかしないのかというのは、当然、行政がこうしなさい、こうしたら安くなりますよということは、アドバイスの中であったとしても、これらを強要する、あるいは、それらについては家族の問題だというふうに捉えています。先ほど言いましたように、相談をされる、あるいは、アドバイスを受けたいということであれば、それらの話は事実としてお話することになります。

次、4点目の高額医療の負担の関係でいいますと、こちらも議員がおっしゃるとおり、誕生日を基準としてございますので、その誕生月の時に入院をされていた。74歳から75歳になった途端に医療制度が変わりますので、これらについては、例えば15日に誕生日をむかえられたときに、前半は国保、後半は後期高齢者というふうになった場合には、それぞれの高額療養費をそれぞれの制度に基づいて計算をされますので、例えば1ヶ月に10万円かかったとして、その中の5万円、5万円が国保と後期高齢者の制度で受けたということになると、それぞれのところでもらうということになりますから、

1 ヶ月合算だったら高額医療費を受けられたのに、その月だけは受けられない制度となります。これらについては、御存知のように後期高齢者制度にかかわらず、例えば社保に変わったという場合も同じようなことが言えることだと思います。そのようなことで高額医療制度については、制度上はその様なことになっているということで御理解いただきたいと思います。

**議長（西村昭教君）** 5番、米沢義英君。

**5番（米沢義英君）** 今、担当の課長も延べましたように、非常に複雑な内容になっています。この点で言えば、まだ、この間、財政の、高齢者の所得が多いか少ないかによっても調整交付金が減ったり増えたりという問題になってきております。また、健康診断等における医療費の抑制がされたのかどうなのかという、いわゆる受診率が向上されたのかどうなのかということも含めて、そこでも、加入者の負担が、自治体の負担が、実際に増えたり減ったりとするような、本当にいたるところにペナルティ要素があるかというふうに私は思うのですが、こういうような制度の矛盾というのは、改善するものは改善しなければなりませんし、根本的には私たちは廃止しなければならないというふうに考えているわけで、町長、この点について、今一度、どういう印象を考えられているのか、感じておられるのか、今言った部分についても、高額負担についても、担当課長が言ったような問題が発生するわけです。それも当然、制度として問題があるとすれば修正しなければならないだろうし、私考えますが、町長、この点、どのように考えているのか、町長自身も廃止しなければ根本的な解決にならないというふうに思っているのか、その点も含めてお伺いしたいと思います。

**議長（西村昭教君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 5番、米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。今回の後期高齢者医療制度、途中でいろいろな課題がありまして、長寿医療保険制度と名前も変えたり、いろいろなことをやっております。国は医療費の高騰等々の中で、また、現役世代の皆さん方の負担の割合の問題等々のなかで、国はこういった制度を考えてきたわけでありまして、この制度そのものについて、私は、現在の現役世代の皆さん方の負担軽減等、また、高齢者といえども応分の所得のある方々が応分の御負担をしながら、現役世代の皆さん方の負担軽減につないでいくというこの制度につきまして、制度そのものについては、私個人的な考え方としても否定するものではないというふうに思っております。しかし、この制度の今の中では、議員も御指摘の課題とか、いろいろな課題がありますので、今、国も十分これらの

ことを見直しを図りながら精査しようと努めているわけでありまして、私といたしましても、是正しなければならない課題が幾つかあるというには、認識をいたしているところでございます。これらにつきましては、国は早急にこれらの見直しを図りながら、この制度の充実を図っていただきたいものだと、私はこの制度そのものを否定する考えは持っておりませんが、見直しを十分に図って、制度として、国民・住民の皆さん方の理解を得られる制度に改善を図っていくべきだというふうに、私的には考えているところでありますので、御理解を賜っていただきたいと思います。

**議長（西村昭教君）** ほかにございませんか。なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第2号の件を起立により採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（西村昭教君）** 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

---

## 閉会宣告

**議長（西村昭教君）** これにて、平成20年第2回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午後1時35分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 20 年 5 月 23 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 渡 部 洋 己

署 名 議 員 佐 川 典 子